

記入の注意
鉛筆や消えやすいインキで書かないでください
筆頭者の氏名欄には，戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
本籍地でない役場に出す時は，2通または 3 通出してください（札幌市内に提出する場合は， 1 通で結構です。）
また，そのさい戸籍滕本または戸籍全部事項証明書も必要です
そのほか炕必要なもの 調停離婚のときつ調停調書の謄本
雷判離婚のとき $\rightarrow$ 審判書の腾本と確定証明書
和解離婚のとき $\rightarrow$ 和解調書の滕本
認諾離婚のとき一認諾調書の謄本
詊判治離婚婚のとき $\rightarrow$ 判決書の謄本と確定証明書


父母がいま婚姻しているときは，母の氏は書かないで，名だけを書いてください。
養父母についても同じように書いてください。
口には，あてはまるものに回のようにしるしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には，左の欄には何も記載しないでください（この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。）。

同居を始めたときの年月は，結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は，人口動態調查（統計法に基づく基幹統計調查，厚生労働省所管）にも用いられます

| 日中連絡のとれるところ |  |
| :--- | :--- |
| 電話（ $\quad$ ） |  |
| 自宅 勤務先 呼出（ |  |

署名は必ず本人が自署してください。

- 印は各自別々の印を押してください。
- 届出人の印を御持参ください。

離婚によって，住所や世帯主が変わ る方は，あらたに住所変更届，世帯主変更届の手続が必要となりますので，
ご注意ください。
なお，離婚届と同時にこれらの届け を出すときは，住所，世帯主欄は，変更後の住所，世帯主を書いてください。就業時間以外（土曜日，日曜日，祝日等）の住民異動届は受付できませんの で後日届出ねがいます。

